

6 NF の情報公開に関するフェアプレーガイドライン

現代社会において、NF が、一般社会から信頼を得て、統括するスポーツを持続可能なコミュニティとして維持するためには、組織の活動によってNFの直接の関係者のみならず、NF外部の一般市民社会にも影響が生じうることを自覚し、運営に関わる重要情報を積極的に開示して、組織における意思決定の透明性を確保し、適正に説明責任を果たすことが要求されています。このような透明性と説明責任が確保されているスポーツは、開かれたスポーツとして、より多くのファンと支援者を集めることが可能になることから、情報公開は、スポーツの普及・振興、ひいては競技力の向上に極めて重要です。

このような背景から、スポーツ基本法第5条第2項においても、「スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保とともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。」と定めています。それゆえ、NFの運営に関する情報は、積極的に市民に対して公開される必要があります。

なお、日本体育協会加盟団体規程¹³⁶第4条においては、「本会加盟団体及び準加盟団体…は、スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保し、社会的存在としての責務を自覚した組織運営を行うため」に「スポーツ団体としての組織運営の透明性を確保し、ガバナンスの強化・充実を図る」(同(3)項)ために自主的・自律的な取組を求めることを明記しています。

透明性の確保は各種ガバナンス原則でも透明性の確保は必ず明確に記載されている原則です。例えば、ISO26000(guidance on social responsibility)は、組織が社会的責任を実施する上で取り組むべき規格を定めたものですが、その中において、透明性の確保は、8つの社会的責任の原則のうちの1つの原則として取り上げられており、具体的には、団体が自らの決定等が社会等に与える影響に関して、透明であるべきことが明確に記載されています¹³⁷。

¹³⁶ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/regulation001.pdf>

¹³⁷ 日本規格協会編「ISO26000:2010 社会的責任に関する手引き」(財団法人日本規格協会、平成23年)59頁参照

なお、このガイドラインでは、運営場面ごとに情報公開すべき内容については、それぞれの場面で記載し、それ以外で情報公開すべき内容に関して、本章にてまとめました。他の章で、情報公開すべき内容として挙げたガイドラインの項目内容は以下の通りです。

1 NF 運営全般に関するフェアプレーガイドライン

(1) 基本計画の策定

- NF 運営の基本計画及びその実施状況について、NF のウェブサイト等で公開されていること

2 NF の会議体運営に関するフェアプレーガイドライン

(3) 会議体の手続の適正

- 会議体の決議に関する議事録が作成され、NF のウェブサイト等で公開されていること

4 NF の会計処理に関するフェアプレーガイドライン

(2) 財務計画の実施

- 財務に係る書類等の報告、承認手続が実施され、NF のウェブサイト等で公開されていること

5 NF の懲罰、紛争解決に関するフェアプレーガイドライン

(1) 懲罰制度、紛争解決制度の構築

- NF の懲罰制度や紛争解決制度に関する規程がNF のウェブサイト等で公開されていること

8 NF の危機管理に関するフェアプレーガイドライン

(2) 不祥事発生時の対応

- 不祥事対応について、適切な時期に情報公開を行っていること
- 不祥事発生後、一定期間を経た後での、再発防止策の達成状況を検討し、対外的に情報公開を行っていること

(1) ウェブサイト等による情報提供(3 項目)

- | |
|--|
| <p>□ a NF の機関設計が把握できる組織図、役員構成、各機関の責任者等の名前、経歴等をウェブサイト等で公開していること</p> |
|--|

【解説】

◆ 求められる理由 ～NF の組織関係の一覧性

NF の組織は、定款や諸規則に根拠を有しているものの、この諸規則を確認し、各機関相互間の関係を正確に理解するためには一定の時間と労力を要することもあり、一覧性のある形で情報提供されていないことで、NF へのアクセスを要する利害関係を有する者が、適時に適切な部署へのアクセスする上で支障となることもあります。

そこで、NF の基本的な機関の相互関係や、役員構成、それぞれの機関の責任者等を公表することで、責任の所在を明確にするとともに、NF 運営の適正さを対外的に表明することが重要です。

◆ ポイント

① 組織図

組織体としての NF の重要な機関については、相互関係を一覧して概括的に理解できる形で図表化します。

重要な機関としては、意思決定機関(社員総会、評議員会等)、業務執行機関(理事会等)、紛争解決機関(倫理委員会、懲罰委員会等)、その他重要な事務機関(事務局、総務委員会、技術委員会等)が一覧して確認できることが必要です。

また、国際統括団体やその他の関連団体との関係性も一覧できることが望ましいでしょう。

② 役員構成

定款で定められた役員に就任した者その他各種委員会の責任者等については、氏名・経歴等を公開します。役員等の経歴等を公開することでステークホルダー(利害関係者)その他一般市民によって間接的に NF 運営を監視させる効果が生じることも期待できます。

③ ウェブサイト等での公開

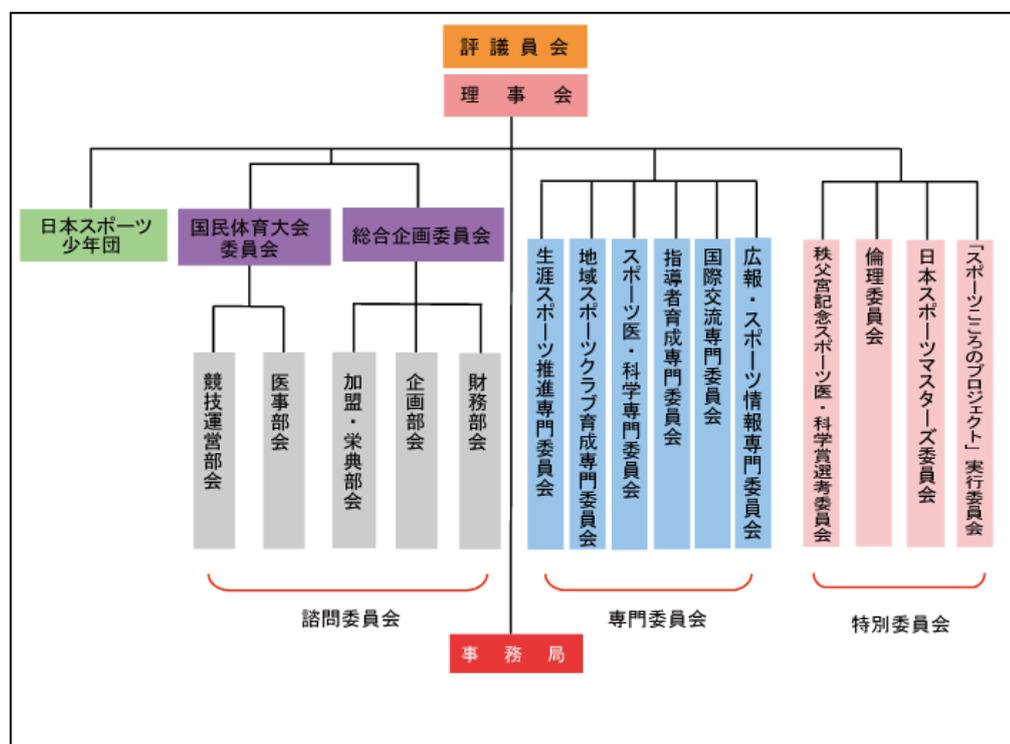
現代における情報流通の実態にかんがみれば、基礎的な情報の公開手段としては、各 NF のウェブサイトやソーシャルネットワーキングサービス(SNS)を利用することが相当です。

既に多数の NF のウェブサイト等で、組織図は掲載されているものの、ユーザーにとってわかりにくい場所に掲載されていたり、また相当抽象的な組織図を掲載しているものも見られるため、ユーザー目線のウェブサイト等の掲載が重要です。

【具体的な実践例】

- 日本体育協会のウェブサイトでは、① IF や国内外の諸組織との関係を概念化した組織図、②日本体育協会の内部組織の関係性を概念化した組織図、③事務局の担当部署と担当所管を概念化した組織図という形で、組織図が整理されています¹³⁸。

②日本体育協会の内部組織の関係性を概念化した組織図



- 日本体育協会の理事・監事名簿には、役職、常勤非常勤の区別、国家公務員としての最終官職、選出母体等の情報が記載されています¹³⁹。
- 公益財団法人日本水泳連盟の役員一覧は、全ての役員を写真入りで掲載し、各理事が担当する委員会も記載されています¹⁴⁰。

¹³⁸ <http://www.japan-sports.or.jp/about/tabid/143/Default.aspx>

¹³⁹ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/yakuinmeiboH26.6.25.pdf>

¹⁴⁰ <http://www.swim.or.jp/about/officer.php>

□ b 特段の理由がある場合を除き、全てのNF運営規程が、ウェブサイト等で公開されていること

【解説】

◆ 求められる理由

NFの機関設計、業務執行、紛争解決等は、強行法規規範である憲法や法令に反しない限り、定款をはじめとするNFの意思決定として自主的に制定された諸規則に基づいて行われます。

したがって、ウェブサイト等のアクセスが容易な方法で、当該NF運営の拠って立つ準則をステークホルダー（利害関係者）等に提供することは、NF運営の透明性を確保し、説明責任を果たすための前提となる環境を整備する上で非常に重要な要素となります。

◆ ポイント ～定款、その他のNF運営規則公開の重要性

NF運営規程については、前述の組織図や役員等の情報とは異なり、全く公開されていないNFも存在します。実際は、多数の運営規程が存在するにもかかわらず、内部冊子のみで、対外的に公開されていないことも多いです。

NF運営において準則となる規範は、基本的には全てが対象となります。定款に限らず、NF内において自主的に制定された規則や細則も公開することが必要でしょう。

ただし、事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼす情報等については、公開できないものがあることも事実ですが、業務の適正な遂行に支障を及ぼさない限り、公開することが望ましいでしょう。

特に、NFの多様なステークホルダー（利害関係者）に影響のある規程に関しては、積極的に公開すべきです。例えば、役員の報酬、経費使用、会員登録や強化指定、代表選考に関する規程等は、非常に大きな影響力がありますので、公開すべきでしょう。

【具体的な実践例】

- 日本体育協会は、事務局関係規程についても、事務局規程、服務規程、給与規程、職員旅費規程、経理規程、契約処理規程－契約基準要領、財産運用管理規程、特定資産等取扱規程、講師及び原稿執筆等謝金に関する規程、文書処理細則、情報システム調達規程、ウェブサイト運営・管理規程、岸記念体育会館事務所及び会議室使用規程、岸記念体育会館会議室等使用要領等を公開しています¹⁴¹。
- 公益財団法人日本卓球協会のウェブサイトからは、NF 運営に関する規程や基本的な方法等が網羅的に掲載された「日本卓球ハンドブック¹⁴²」のページへ容易にアクセスすることができます。

¹⁴¹ <http://www.japan-sports.or.jp/about/tabid/758/Default.aspx>

¹⁴² <http://www.jtta.or.jp/handbook/>

- c その他NF運営に関する報告書、競技会情報等が、ウェブサイト等で公開されていること

【解説】

◆ 求められる理由 ～基礎的運営状況に関する具体的情報の公開

スポーツ基本法第5条第2項は、「スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。」と定められています。

NFの運営の適正を確保する上では、会議体や具体的業務運営の議事録、計算書類等の公開のみならず、広くステークホルダー(利害関係者)及び外部に対して、NFによる具体的業務運営の基礎的な情報も開示されていることが重要です。

◆ ポイント ～その他NF運営に関する報告書等

例えば、各種委員会の運営状況を報告する議事録要旨や、NF運営におけるトラブルを巡る調査報告書¹⁴³¹⁴⁴等、NFの具体的業務運営において重要な役割を果たす基礎的な情報については、これを積極的に公開することが重要でしょう。

スポーツの安全に関わるガイドライン等も、広く告知する必要がある情報は、積極的にNFのウェブサイトに掲載し、多くの関係者がアクセスできるようにすべきでしょう。

また、競技会の結果その他当該スポーツに関する情報は、競技者、指導者だけでなく、一般のファンやスポンサー等にとっても興味深い情報であることから、積極的に情報提供を行うべきです。ウェブサイトは、アクセスしてもらわないと提供できない情報提供手段であるため、NF側から積極的に情報提供を行う、メールマガジンや、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上での情報発信等、新たなメディアによる情報提供も検討すべきでしょう。

¹⁴³ 公益財団法人全日本柔道連盟『助成金に関する第三者委員会の最終報告』

http://www.judo.or.jp/wp-content/uploads/2013/10/20130621_houkokusyo_final.pdf

¹⁴⁴ 公益社団法人日本フェンシング協会『JSC委託金不適切な経理処理に関する第三者委員会 最終報告書』

http://fencers.web.fc2.com/info/20140226_press_release3.pdf

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本サッカー協会では、理事会ごとに、News ページで、理事会の開催のニュースとともに、理事会議事録だけではなく、理事会資料を公開しています¹⁴⁵。
- 公益財団法人日本水泳連盟は、「高地トレーニングに伴う安全管理のガイドライン」、「プール水深とスタート台の高さに関するガイドライン」、「OWS 競技に関する安全対策ガイドライン」等、水泳競技の安全に関わるガイドラインを掲載し、安全情報の告知に努めています¹⁴⁶。
- 公益財団法人日本スケート連盟では、スピードスケート、フィギュア、ショートトラックを含めた各月のイベントカレンダーを掲載し、管轄種目のイベントが一覧できるようにしています¹⁴⁷。

¹⁴⁵ <http://www.jfa.or.jp/jfa/rijikai/>

¹⁴⁶ <http://www.swim.or.jp/about/rule.php>

¹⁴⁷ <http://www.skatingjapan.or.jp/schedule/?d=2014-10-01>

(2) 広報戦略の策定その他(2項目)

□ a 広報担当者を設置し、また広報戦略に基づく広報を行っていること

【解説】

◆ 求められる理由 ～対外広報の重要性

スポーツに関する関心が高まっている現代の情報化社会においては、NF の運営情報が対外的に迅速かつ正確に広報されることが極めて重要です。とりわけ現代の情報化社会においては、NF の顔となるべきウェブサイト等における情報提供やユーザビリティ等の重要性は極めて高くなっています。

特に、NF の安定的な運営に資する収入は、会費収入や、多数の参加者が参加料を払う大会主催収入であるところ、このような収入を増やすためには、一般ユーザーの獲得を目指さなければなりません。このような一般ユーザーを多数取り込むためには、NF 広報として、ウェブサイトや Twitter や Facebook 等のソーシャルネットワーキングサービス(SNS)について、コストをかけて取り組むことを積極的に検討すべきであり、こちらを担当する広報担当者の力量が重要になります。このような広報により、競技に興味を持つ一般ユーザーが拡大すれば、注目度の高まりとともに、スポンサー獲得にもつながります。

また、不祥事対応の場面では、不相当な対外的な情報発信等の広報は、NF 運営の適正さに疑念を抱かせる事態をも生じさせかねないことにかんがみれば、対外的な広報が迅速かつ適正に行われる体制を整備することは、NF 運営の適正を確保する上で重要です。

平成 26 年 11 月 28 日、独立行政法人日本スポーツ振興センターは、「戦略的ソーシャルメディア活用セミナー」を開催し、国際競技連盟や大会組織委員会等におけるソーシャルメディアの活用事例の紹介と、その可能性について情報提供がなされるなど、戦略的な広報の重要性が高まっています。

◆ ポイント

① 広報

対外広報に際しては、NF の運営に関し、多岐の領域にまたがる膨大な量の情報を迅速かつ正確に管理し、発信することが求められます。

平時においては、頻繁に更新される大会情報や NF の具体的業務運営に関する情報等を、都度速やかに更新して発信する必要があります。その際、メディアリレーションが構築されていれば、より効果的な情報発信が期待できます。

また、危機が発生した場合には、情報発信の窓口となって正確な情報を発信する必要があります。社会的に求められている広報対応を実践するためには、広報対応の専門性ある者に情報を集約することが適切であり、事務局内の担当者が、他の多くの事務と兼任しながら、事案ごとに広報担当者となることは望ましいとはいえません。

② 担当者の設置と専門家のサポート体制

このような情報整理、発信を可能にできるかは広報担当者の能力に係っています。NF では、メディアからの取材対応だけを機械的に行っている広報担当者も多いですが、NF の広報を強化し、5年後10年後のスポーツの未来を作るためには、広報担当者がさらにクリエイティブな広報に専念していくことが望ましいでしょう。

より新しいユーザーの確保のためには、広報戦略に基づき、メディアリレーションの構築の重要性、広報活動の専門性にかんがみれば、適宜、パブリックリレーションの専門家によるサポートを受けていることが望ましいです。

【具体的な実践例】

- 日本体育協会は、広報・スポーツ情報専門委員会¹⁴⁸を設置し、「広報活動基本方針」¹⁴⁹及び「広報規程」¹⁵⁰を定めています。この基本方針には、以下の定めがあります。

3. 基本方針

- (1) 本会は、組織として統制のとれた広報活動を計画的・戦略的に実行する。
- (2) 本会は、スポーツの価値や本会が目指す方向性について広く一般社会に向けた広報を行うコーポレート広報と、事業ごとの対象別広報を行うプロダクト広報に関する基本的な考え方を明確にした上で、効果的な広報活動を展開する。
- (3) 本会は、本会が有する様々な情報を、本会の活動に直接的・間接的に関係する人や組織・集団(ステークホルダー)ごとに整理し、それぞれに応じた適切な情報発信ツールを用いた広報活動を展開する。
- (4) 本会は、本会及び本会が実施する事業の周知や理解を高めるため、本会所有標章を効果的に活用する。

各 NF においても、このような広報戦略を定め、広報活動を積極的に行うことが望ましいでしょう。

- 公益財団法人日本水泳連盟は、平成 25 年 12 月に公式ウェブサイト¹⁵¹をリニューアルしました。統括する 6 種目への情報アクセスがしやすくなったほか、よりアクセスが多い、競技会情報や日本代表ページへのリンクがわかりやすくなるなど、非常にユーザビリティを高めています。
- 公益社団法人日本トライアスロン連合は、新規ユーザーの獲得のために、公式ウェブサイトの他に、facebook 公式ページを設け、より多くのユーザーとの間での双方向のコミュニケーションを行うことが可能になっています。

¹⁴⁸ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/regulation024.pdf>

¹⁴⁹ http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/kohou_houshin.pdf

¹⁵⁰ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/regulation060.pdf>

¹⁵¹ <http://www.swim.or.jp/>

□ b NF 運営に関する苦情窓口を設置し、誠実に対応すること

【解説】

◆ 求められる理由 ～苦情への適切な対応

NF 運営は、これを取り巻く多種多様なステークホルダー(利害関係者)の関わりの中で形成されており、これらのステークホルダー(利害関係者)の利害を調整することを余儀なくされる場面も多く、現実的には不満を抱く関係者が現れることは避けられません。また、後述のようにインテグリティ(高潔性)の保持が理想として謳われながらも、現実には関係者による非違行為が潜在することも考えられます。

このような現実を直視しつつ、ステークホルダー(利害関係者)からよせられる不満に対して誠実に耳を傾け、将来の NF 運営に活用する体制を整備することは、NF とステークホルダー(利害関係者)との双方向コミュニケーションを確保し、NF 運営の透明性を高める手段として機能します。また、重大な危機情報の端緒を、NF において自ら早期に把握する機会を確保する機能を期待することもできるため、スポーツ基本法第 5 条第 2 項に定められている透明性のある運営を実効化するためにも重要です。

◆ ポイント

① 苦情窓口の設置

NF 内部に苦情窓口を設置することもあり得ますが、苦情や相談を行った者が不利益を受けないための配慮を行うため、特に匿名性を確保するためには、NF の外部機関として設置することが望ましいでしょう。

このような苦情窓口の設置は、開かれた NF 運営を行っていることの証であり、NF の広報戦略としても重要です。

② 誠実な対応

受け付けた苦情や相談に対しては、丁寧に事情を聴取し、必要に応じてその後の対応方針や当事者において取り得る方策を教示するなどの方法で誠実に対応することが重要です。

トラブルは、当初の問題以上に、最初に対応した担当者の物言いや態度に対する不満から、さらなる二次トラブルにつながることも多いことから、十分なヒアリングを行うための担当者の

教育も重要です。

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本野球連盟:コンプライアンス相談窓口¹⁵²
- 公益財団法人日本セーリング連盟:通報相談窓口¹⁵³
- 公益財団法人日本ボウリング連盟:通報相談窓口¹⁵⁴
- 公益財団法人全日本弓道連盟:相談窓口¹⁵⁵

¹⁵² http://www.jaba.or.jp/gaiyou/etc/compliance_mado.pdf

¹⁵³ <http://www.jsaf.or.jp/soumu/document/consultation/info-02.pdf>

¹⁵⁴ <http://www.jbc-bowling.or.jp/data/tsuho.pdf>

¹⁵⁵ <http://kyudo.jp/contents/code/rinri?>